平成２３年（フ）第１０８号
川崎市宮前区平１丁目10番33号　サンビレッジＢ202
債務者　若宮　直樹
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
川崎市川崎区台町25番２―201号　須山ハイツ２
債務者　高橋　理沙
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
川崎市川崎区日進町24番地１　アルカーデン・ジュノ905
債務者　小幡　節子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
川崎市川崎区追分町11番14号　鳥丸荘101
債務者　清水　ハツ
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
川崎市幸区南加瀬２丁目17番28号　夢見荘Ｂ―105
債務者　吉村　健司
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
川崎市中原区中丸子343番地５　味楽荘101
債務者　清水　修二
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
川崎市中原区北谷町50番地　タンバ荘２Ｆ―２、前住所札幌市厚別区厚別中央三条１丁目11番10号　上栄ハイツ106号
債務者　髙橋　　緑
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
北海道旭川市神楽１条12丁目２番11号　コーポサテライト202号室
債務者　片倉　光惠（旧姓杉元）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２８号
東京都町田市玉川学園７丁目27番11号
債務者　今関　敏文
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１７号
東京都小平市美園町１丁目33番１―307号
債務者　佐野　正江
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３４３号
東京都西東京市向台町５丁目６番１号アルカサーノ田無203号
債務者　山崎　清隆
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３６４号
東京都立川市砂川町６丁目46番地の３シティハイムＢＡＢＡ205
債務者　濱道　由美（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４４１号
横浜市金沢区富岡西１丁目14番４―414号
債務者　新宅　三学
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１３号
神奈川県藤沢市大庭5683番地の７　駒寄45―205
債務者　相原　　太
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３６号
神奈川県藤沢市大庭5683番地の７　駒寄39―502
債務者　山本　憲博
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部